

平成16年第2回佐渡市議会定例会会議録（第8号）

平成16年6月30日（水曜日）

議事日程（第8号）

平成16年6月30日（水）午後1時02分開議

- 第 1 委員長報告、質疑、討論、採決（議案第38号～議案第73号、議案第79号～議案第83号、請願第1号～請願第4号、陳情第1号、陳情第2号）
- 第 2 議案第74号
- 第 3 議案第75号
- 第 4 議案第76号
- 第 5 議案第77号
- 第 6 議案第78号
- 第 7 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員長報告、質疑、討論、採決（議案第38号～議案第73号、議案第79号～議案第83号、請願第1号～請願第4号、陳情第1号、陳情第2号）
- 日程第2 議案第74号
- 日程第3 議案第75号
- 日程第4 議案第76号
- 日程第5 議案第77号
- 日程第6 議案第78号
- 追加日程 発議案第10号
- 追加日程 議員の派遣について
- 日程第7 委員会の閉会中の継続審査の件

出席議員（57名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	臼杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	稲辺茂樹君
9番	金田淳一君	10番	臼木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	16番	末武栄子君
17番	小杉邦男君	18番	池田寅一君

19番	大	桃	一	浩	君	20番	中	川	隆	一	君	
22番	岩	崎	隆	寿	君	23番	高	野	庄	嗣	君	
24番	羽	入	高	行	君	25番	中	村	良	夫	君	
26番	石	塚	一	雄	君	27番	若	林	直	樹	君	
28番	田	中	文	夫	君	29番	金	子	健	治	君	
30番	村	川	四	郎	君	31番	高	野	正	道	君	
32番	名	畑	清	一	君	33番	志	和	正	敏	君	
34番	金	山	教	勇	君	35番	白	木	善	祥	君	
36番	渡	邊	庚	二	君	37番	佐	藤		孝	君	
38番	金	光	英	晴	君	39番	葛	西	博	之	君	
40番	猪	股	文	彦	君	41番	川	上	龍	一	君	
42番	本	間	千	佳	子	君	43番	大	場	慶	親	君
44番	金	子	克	己	君	45番	大	本	間	武	雄	君
46番	根	岸	勇	雄	君	48番	近	藤	和	義	君	
49番	熊	谷		実	君	50番	本	間	勇	作	君	
51番	祝		優	雄	君	53番	梅	澤	雅	廣	君	
54番	竹	内	道	廣	君	55番	渡	部	幹	雄	君	
56番	大	澤	祐	治	郎	君	57番	肥	田	利	夫	君
58番	加	賀	博	昭	君	59番	岩	野	一	則	君	
60番	浜	口	鶴	蔵	君							

欠席議員（3名）

21番	加	藤		真	君	47番	牧	野	秀	夫	君
52番	兵	庫		稔	君						

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高	野	宏	一	郎	君	総務課長	親	松	東	一	君
市民課長	清	水	紀	治	君	企画情報課長	齋	藤	英	夫	君	
建設課長	佐	藤	一	富	君	水道課長	植	野	研	一	君	
農林水産課長	斉	藤		博	君	観光商工課長	齋	藤		正	君	
財政課長	浅	井	賀	康	君	社会福祉課長	熊	谷	英	男	君	
環境保健課長	仲	川	正	昭	君	医療課長	木	村	和	彦	君	
会計課長	粕	谷	達	男	君	選挙管理委員会事務局長	仲	川	敏	明	君	

農業委員会 事務局長	渡 辺 兵 三 郎 君	教育委員会 学校教育課	古 田 英 明 君
教育委員会 生涯学習課	松 田 芳 正 君	教育委員長	豊 原 久 夫 君
教 育 長	石 瀬 佳 弘 君	選挙管理委員長	林 千 隆 君
代 監 査 委 員 長	清 水 一 次 君	消 防 長	加 藤 侑 作 君
両津支所長	佐々木 文 昭 君	相川支所長	大 平 三 夫 君
佐和支所長	中 川 義 弘 君	新穂支所長	末 武 正 義 君
畑野支所長	宇 治 秀 三 郎 君	真野支所長	逸 見 政 義 君
小木支所長	菊 地 賢 一 君	羽茂支所長	青 木 典 茂 君
赤泊支所長	中 川 逸 郎 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐々木 均 君	事務局次長	山 田 富 巳 夫 君
議 事 係 長	中 川 雅 史 君	議 事 係	松 塚 洋 樹 君

午後 1時02分 開議

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまの出席議員56名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告、質疑、討論、採決（議案第38号～議案第73号、議案第79号～議案第83号、請願第1号～請願第4号、陳情第1号、陳情第2号）

○議長（浜口鶴蔵君） 日程に従い、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。
総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 葛西博之君登壇〕

○総務文教常任委員長（葛西博之君） 平成16年6月30日。佐渡市議会議長、浜口鶴蔵様。総務文教常任委員会委員長、葛西博之。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条、第134条及び第136条の規定に基づき報告します。

議案第38号 佐渡市特別職報酬等審議会条例の制定について。本案は、佐渡市の特別職の報酬並びに給料等の額を社会情勢の変化などに対応して改定するための条例を議会に提出しようとするときに市長の諮問に応じて審議・検討する佐渡市特別職報酬等審議会を設置するものであります。審査の結果、次の意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。本条例においては、常勤特別職の取り扱い並びに審議会への諮問方法等数箇所の問題点があることが委員から指摘されている。については、しかるべき時期に速やかに内容を精査し、運営の公正を期すよう執行部において適正に改正されたい。

議案第39号 佐渡市総合計画審議会条例の制定について。本案は、地方自治法第2条第4項の規定に基づく、佐渡市の総合計画を策定するにあたり、市長の諮問に応じて調査・審議する機関として、佐渡市総合計画審議会を設置するための条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第43号 佐渡市地域振興基金条例の制定について。本案は、新市建設計画に基づき合併特例債を活用して、市民の連携の強化及び地域振興を図るための事業に充てるため基金を造成し、その運用果実により各種イベントの開催、文化事業の推進、地域行事の展開及びコミュニティ活動等の活性化を促進することにより、市民相互の一体感の醸成を図ろうとするものであり、その実現のため佐渡市地域振興基金を造成する条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第44号 佐渡市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、佐渡市の設置に伴い、市長が選挙されるまでの間、市長の職務を行う市長職務執行者に対し給与及び旅費を支給するため制定していた条例が不要となったため廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第45号 佐渡市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、議員の調査研究に資するための政務調査費については、議会の会派に対して交付されることになっている

ものを、会派に属さない議員個人に対しても交付できるよう所要の改正を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第46号 公益法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本市職員を派遣している財団法人赤泊村振興公社の登記名称が財団法人赤泊振興公社に変更になったことに伴う条例の一部改正であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第47号 佐渡市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡汽船カーフェリーの運賃が改定され特別2等が廃止されたことに伴い、市長、助役及び収入役の特別職に適用される船賃を従前の特別2等から1等に変更するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第48号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、法定受託業務である船員手帳の交付または書きかえに係る手数料について、地方公共団体の手数料の基準に関する政令の一部改正に伴い、本市手数料条例も改正する必要性が生じたため改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第50号 佐渡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本市消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務、その他身分取り扱いを消防組織法に基づき規定している条例中別表第1の一部に誤りがあったので訂正するものです。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第57号 過疎地域自立促進市町村計画の策定について。本案は、佐渡市の設置に伴い、佐渡全域が過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項の過疎地域として指定され、合併前の旧市町村時代の過疎計画が無効となったため、新たに同法第6条の規定により市町村過疎計画を策定する必要性が生じたので、平成16年度分の前期計画を策定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第58号 平成16年度佐渡市一般会計予算について。本予算案は、国が掲げた「三位一体の改革」に連動して、地方公共団体に示された地方財政計画における地方交付税及び臨時財政対策債を合わせた伸び率がマイナス12%と、大きな減額幅が示された中、合併したことによる各種補助金の助成措置を活用し、新生佐渡市のスタートの条件整備に配慮した予算編成となっている。予算規模は534億9,000万円で、平成15年度の旧市町村の当初予算に比べ2億270万円、率にして0.4%の増となっている。

歳出における目的別の主な構成は、民生費94億6,184万円、17.7%、総務費88億5,648万3,000円、16.5%、公債費84億9,662万8,000円、15.9%、土木費60億5,861万7,000円、11.3%、農林水産業費58億6,614万9,000円、11%、教育費56億1,831万7,000円、10.5%、その他となっております。一方、歳入においては、国の地方財政計画や平成16年度の税制改正及び旧市町村における税収動向並びに今後の景気見通し等を加味するとともに、国庫補助負担金等の一般財源化に伴う所得譲与税の新設等についても積算の上、計上されている。歳入の費目別の主な構成は、地方交付税192億600万円、35.9%、市債99億740万円、18.5%、市税54億7,643万3,000円、10.3%、繰入金52億9,323万1,000円、9.9%、県支出金44億5,774万6,000円、8.3%、国庫支出金36億1,625万9,000円、6.8%、その他となっております。審査の結果、次の意見を付して賛成多数で可決すべきものとして決定しました。

意見。歳入、15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金について。市町村合併特別交付金8億9,000万円は、本来45億円を一括で交付すべきものを新潟県が5年間平準して交付するというものであるが、市長におかれては税基盤の脆弱な本市の実情を訴え確実に早期に交付されるよう処理されたい。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、18目情報化通信費、15節工事請負費について。地域イントラネット施設整備工事に13億1,146万円措置しているが、情報化推進は理解するが行政施設間の接続だけではなく、民間事業所や市民個人も含め広く利用できる施設とすべきである。また、市内のオフトーク通信、有線テレビ、行政無線等既存の情報施設を見直し、情報通信施設の効率的一元化を図るため、専門家を交え十分検討されたい。

9款消防費、1項消防費、3目消防施設費、15節工事請負費について。消防庁舎建築に当たっては、拙速に走らず、佐渡全体をにらみ、立地条件及び道路アクセスの状況もかんがみ、慎重に適正地を選定し、適切に恒久的なものとして建築されたい。

10款教育費について。佐渡の教育レベルの向上を図ることはもとより、未来を託せる子供たちをしっかりと育てるよう教職員の資質向上を図るとともに、給食センター、中央文化会館等、学校教育・社会教育を問わず全教育施設を見直し、統廃合を含め既存施設の機能をより生かすために民営化も視野に入れた効率的運営と施設管理に当たられたい。

なお、歳入歳出全般については、基金取り崩し等の綱渡りの予算編成であるが、速やかに解消を図り、一日も早い財政の安定確保に努めるとともに、合併効果等による経費削減に努められたい。

以上、総務文教常任委員会の意見であります。

3款1項1目13節、設計業務委託料500万円について。福祉行政を全島的な視野から進める総合福祉会館にふさわしい基本設計とすること。3款1項について。少子化対策の一環として不妊治療に対する助成を行うように要望する。3款2項1目13節、私立保育園運営委託料1億3,149万8,000円について。当予算科目は園児173名に関する保育を委託するもので、市の持ち出し金額は4,627万1,000円に達するものである。公立保育園は、保護者のニーズに合ったサービスを提供し、利用状況を高めるよう努力されたい。

4款2項1目13節、一般廃棄物処理基本計画策定委託料858万2,000円について。計画策定に当たっては、コンサルタントのみに依存することなく、十分内容を吟味すること。4款2項2目13節設備機器運転管理業務委託料2億3,348万5,000円及び定期整備委託料1億5,500万円等について。ごみ処理施設の設備機器運転管理業務委託料及び定期整備委託料等については、委託者と内容を十分協議し、経費削減に努力されたい。また、職員研修等を充実し、チェック体制の強化を図るよう努められたい。

一般的事項。本庁及び支所単位に予算を積算して編成したため、予算計上の考え方に統一を欠いている点が多々見受けられる。今後、予算編成に当たっては、財政課において予算科目等の基本的事項は十分吟味し、これを周知徹底されること。

以上、厚生常任委員会の意見であります。

歳入、15款県支出金、3項委託金、3目農林水産業費委託金、2節農地費委託金のうち国有農地等管理委託金50万5,000円及び歳出、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、7節賃金のうち国有農地等管理賃金29万5,000円について。国有地は、昭和20年アメリカの占領策として、農地改革が行われ

た際、国有農地も解放されたが、期限とされた昭和25年度までに手続きができなかった土地を残地として政府が管理することとなった土地である。佐渡市には、7地区（金井、佐和田、羽茂、両津、小木、真野、相川）の74カ所に散在し、面積は6万7,608平米である。一部は貸付農地として利用されているが大半は荒廃地という現状である。利用したいという希望があっても手続きが面倒で実現できないでいる。国は、行財政改革の一環として、いわゆる赤線、青線の管理権を平成17年度に市町村に移管するという方針がなされているが、国有農地についても同様の取り扱いがされるよう検討されたい。

歳出、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金のうち産業振興公社補助金600万円及び羽茂農業振興公社補助金1,041万円並びに同款同項4目地域農政推進対策費の19節負担金補助及び交付金のうち新穂農業振興公社運営補助金758万5,000円並びに同款同項9目農業施設管理費、13節委託料のうち体験施設管理運営委託料2,886万1,000円について。施設の有効利用及び当初の目的に沿って一層努力されたい。6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費、13節委託料のうち森林病害虫当防除事業委託料2,333万5,000円について。当委託事業は、30ヘクタール分の空散費用が含まれており、現有する松林は3,142ヘクタールと推定されるので、空散による防除面積は1%に満たず、被害を根絶するという目的にはほど遠い状況である。しかも、航空防除は地域内に生息する生物に与える影響が大きく、防除面積を拡大すれば生態系を破壊する懸念もある。折しもトキの野生復帰に向けた計画が進行しているとき、空散による防除法については再検討をすべきである。

7款商工費、1項商工費、4目観光費、19節負担金補助及び交付金のうち佐渡観光協会負担金1,415万4,000円及び観光協会補助金4,318万6,000円について。将来の佐渡観光のかぎを握る「観光アクションプラン」においては、具体的計画について今後さらなる研究と検討を加え、ともに観光協会各支所の早期統合を含めた予算執行が必要である。

以上、産業経済常任委員会の意見であります。

8款土木費、2項道路橋梁費について。各支所の新規事業については、本庁建設課においてその必要性や緊急性を十分に把握し、効率的な事業推進に努められたい。

建設常任委員会よりの意見であります。

議案第64号 平成16年度佐渡市土地取得特別会計予算について。本予算案は、土地開発基金との関連の中で、両津地区の漁港改修事業に伴う加茂湖の公共用地取得に係る用地取得費及び長期債の償還金等を措置するものであり、予算総額は、3億3,193万円となっております。その主な財源内訳は、市債3億2,000万円、一般会計繰入金1,167万4,000円等を充当するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第67号 平成16年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について。本予算案は、佐和田地区の五十里財産区に係るもので、歳入歳出の予算総額は73万円となっており、歳入の主なものは、土地使用料及び財政調整基金繰入金であり、歳出は管理会費及び総務管理費などの経常的経費のみであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第68号 平成16年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について。本予算案は、佐和田地区の二宮財産区に係るもので、歳入歳出の予算総額は、355万円となっております。歳入の主なものは、財産運用収入、財政調整基金繰入金及び造林事業費受託事業収入であります。歳出の主なものは、管理会費57万3,000円

及び造林事業費270万5,000円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第69号 平成16年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について。本予算案は、畑野地区の新畑野財産区に係るものであり、歳入歳出の予算総額は、619万1,000円となっております。歳入の主なものは、造林事業負担金286万6,000円及び財産収入275万6,000円であり、歳出の主なものは、財産管理費275万6,000円及び造林事業費286万6,000円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第70号 平成16年度佐渡市松ヶ崎財産区特別会計予算について。本予算案は、畑野地区の松ヶ崎財産区に係るものであり、歳入歳出の予算総額は7万4,000円であります。歳入の主なものは、運営費負担金で、歳出の主なものは、経常的経費である管理委員会費であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第71号 平成16年度佐渡市真野財産区特別会計予算について。本予算案は、真野地区の真野財産区に係るものであり、歳入歳出の予算総額は389万2,000円であります。歳入の主なものは、造林事業負担金及び基金繰入金であり、歳出の主なものは、374万6,000円の造林地保育管理事業費であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第2号 寒冷地手当制度の維持を求める意見書提出に関する請願。本請願は、人事院が本年度の勧告で寒冷地手当の支給対象地域等を抜本的に見直す方針であることを受け、この手当の制度改正は、寒冷積雪地に働く公務員労働者に限らず多くの民間企業労働者、団体職員等にも広く影響するとして、現行制度維持のための意見書提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

陳情第1号 寒冷地手当の見直し改悪を行わず地方交付税の充実を求める陳情。本陳情は、人事院が8月の人事院勧告に向けて、寒冷地手当制度の抜本的な見直しを行おうとしており、このことが実施されると公務員労働者の賃金引下げにとどまらず、地域の個人消費の低迷、寒冷地での安全で安心な生活への施策の後退、地域経済の破壊にさらに拍車をかけるものであるとして、政府に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

陳情第2号 国の財政再建優先の「三位一体改革」でなく、地方分権のための地方税財政改革を進める意見書採択を求める陳情。本陳情は、政府が進める「三位一体改革」は地方財政危機の深刻化と地方の裁量の著しい圧縮をもたらしているため、本格的な税源移譲の規模及び内容の明確化を図り、現行の地方交付税の財源保障機能と財源調整機能をあわせて堅持するとともに、地方財政改革推進に当たっては地方の意見を十分聞くよう、国に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

以上、委員長報告終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順により発言を許します。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） それでは、委員長質問を行います。

私の質問は、債務負担行為に係るものであります。予算書の10ページを、手元があれば開いてください。

まず、国営佐渡土地改良事業の負担についてであります。この事業経過、私は承知をいたしておりますけれども、大半の新しい人たちが理解をしていないだろうと思っておりますので、まずこの経過を説明を願いたい。その上で、この負担行為のところに明記をされております負担すべき元金及び利息の額とありますが、負担行為を実施することによって、償還終了までに佐渡市が負担する総額どのくらいになるのか、その予測数字をお知らせをいただきたい。そして、同じように今後土地改良事業が各地で進められるわけでありまして、ここでこういう形をとるからには、ほかの事業についても同じような扱いが私は必要だと思っておりますが、どのような扱いを受けることになるのか。

そして、もう一点は、佐渡市両泊航路振興基金条例についてのお尋ねであります。この事業についても、不可解な変遷を経て設立をされたというふうに私は記憶をいたしておりますので、この事業の経過を説明を願いたい。そして、市が負担をするという形の中で、民間会社にこのような形で負担をしていいものかどうか、委員会でのどのような判断をされたのか、そのことについてまずお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

産業経済常任委員長。

○産業経済常任委員長（金子健治君） それでは、国営事業の経過について報告申し上げます。

本事業は、佐渡地区の基幹産業である農業の基盤を整備するため、農業用水の安定的な確保を図り、水源施設であるダムと農業用水路を整備するものであります。また、国仲平野の湛水被害を軽減するため排水機場と排水路を整備する目的で、平成3年度に着手した事業であります。この事業は、昭和57年からスタートをしております。当初は小倉ダム、外山ダム、梅津川ダムの三つのダム工事を予定しておりましたが、梅津川ダムは地すべりにより中止となりました。現在二つのダムで事業を進めております。当初の受益面積は4,660ヘクタールでありましたが、その後の農業情勢の変化等により面積は2,560ヘクタールに減少しております。小倉ダムについては、本年度完成し、来年度から試験湛水を行い、適当であれば18年度から一部供用開始が予定されています。また、外山ダムについては、取り付け道路工事が行われており、ダム本体も工事着手の予定であります。幹線水路（パイプライン）についても、本年度小倉ダム水系から始まることとなっており、総事業の完成は平成25年度を予定しております。総事業費については、国が現在計画変更とあわせ、試算をしておるといふ現状であります。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） 総額どのようになるかというお尋ねでございますが、今ほど経過の中でもご報告があったように、国において見直しておる段階であり、具体的な総額をお示しすることは現状ではできません。本事業は、事業完了後2年据え置き、15年の償還となっており、償還利息は5%ということですが、事業そのものがまだ計画変更を検討中ということで、ご理解を賜りたいというふうに思います。

今後の事業はどのようにということですが、パイプライン工事、これは団体営事業で、この維持管理については今後も検討を続けるというふうに聞いております。

さらに、赤泊航路、両泊航路のお尋ねもございました。旧赤泊村では村民、島民の生活航路として、ま

た観光入り込み客の増大推進のための利便性確保の観点から、従来佐渡汽船との間に年1度交換の場を設けていたと、合併協議と時を同じくして佐渡汽船で経営合理化策と、両津・直江津航路の減便、両泊航路のカーフェリーから高速船への減便、変更が示されたところであります。このことを受けてと思われるが、国土交通省が佐渡航路サービス基準検討委員会を立ち上げ、意見を聴取されたことは承知のこととされます。

旧赤泊村としては、カーフェリーの存続を熱望するよりも企業経営の面から増大する赤字の削減を説かれ、本意ではないが、航路がなくなるよりはと受けとめ、については新造船を建設しなくてはならないので、少しでもお手伝い願えないかとの意向を踏まえ、建造予定価格5億6,000万円の約半分である3億円の借入額について利子補給をなすこととしたものであります。なお、そのほかにも陸上交通手段の確保として、寺泊港からJR寺泊駅までのバス運行に対しても助成をしております。また、高速船就航に伴うダイヤの変更等が予測されますので、越後交通との間に委託契約ということで、赤泊村が4分の3の負担、寺泊町が4分の1負担ということで助成をするものであります。

こういう民間会社に助成をすることはいかかということですが、島内においても新潟交通等に赤字路線を確保するというふうな意味において補助金を出しておりますので、そういうところからお認めをいただきたいということで、旧市町村時代の議会の議決がなされておるわけでございます。しかしながら、佐渡市となった現在、今後はしかるべきときに特別委員会等で審議検討し、見直すかどうかの判断をされるものと見、当委員会としては本条例だけを取り扱うべきかなと判断いたしました。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君の2回目の質疑を許します。

○51番（祝 優雄君） 答弁をされる委員長は、統一をしてください。ある部分は産業、ある部分については総務、二つに分けて答弁はだめです。担当のところできちっと一括して答弁をするようにしなければ、総文わからぬのでしょうか。これは、議長においてそういうふういきちっとしてください。わからぬ人がわからぬところで説明したってどうしようもない。

それで、両泊航路の方からお尋ねをいたしますけれども、この基金については12月の議会に出てきて、そしてそこで決められたものであります。合併を目前にして、本当に奇怪だなというふうに私は思っていました。佐渡にはご承知のように3航路あるわけですから、なぜ赤泊航路だけ、しかも陸上交通まで補助対象にするのか、これは非常にバランスを欠いたやり方、こんなやり方があっていいわけがないのです。そしてまた、この航路にはもう一つ同じようなものがある。埠頭のビルに対しても債務負担行為がある。こんなことを続けていいわけがない、そういうことを含めて委員会はしっかりと審査をして意見をつけていただきたい。そうしないと、とどまるどころがなくなってしまう。しかも、この事業者は佐渡にとっては独占的な事業者でありますから、今後どういう形で新しいものをやっていくのか、赤泊だけを考えているのではないですから、その結果、この高速船をつくり出したわけです。しかしながら、赤泊村としては高速船には反対をしてきた。それが突如して12月議会にこういう条例をつくる、こんな奇怪な話は私はないと思っています。私は、そのことについても、法定協でも当事者の旧村長にもお話をしましたけれども、どこからも言われていないのにつくったというのです。だれが言うたのかと言ったら、先々代の社長が言うたというのです。補助を出してくれと言った。そんなばかな話がありますか。これは、法定協で

議事録にしっかり残っておりますから、そういうやりとりをした経過があるものなのです。やはりその辺はしっかりと新しい新市の議員はわかっておいていただきたいと思って、私はこのことを質問をしたわけでありませぬ。

もう一方の土地改良事業について、もう少し踏み込んで正確な答弁をしていただきませぬと、次の質問に移れないのです。一部分のことしか今報告がないのです。そして、今半分は総文の委員長が答えたいけれども、負担額は幾らになるかわからない、幾らになるかわからないものをどうして縛るのです。そんなばかな話がありますか。しかも、この計画が当初の半分以下になってしまう、これ見直しを今まさにやらなければならぬときに来ているのです。そのときになって、負担の額さえわからない、そんな事業をどうして進めていくのです。そしてまた、同じような事業があるのです。その事業があるけれども、今の委員長の報告ではよくわかりませぬでしたけれども、恐らく同じような手当てをしていくのではないでしょう。この事業だけにするはず、そんなバランスの欠いた公平性のない事業がどうして進められます。まず、法もとの平等性というのはどこへ行ったのです。自治体や行政の公平性はどこに行ったのです。そんなことで、今後の行政運営ができますか。こんな本当にばかげたものは即刻見直さなければなりません。そうしなければ、この後本当に禍根を残しますから。そのことについて、担当の委員長もう一回しっかりと答弁してください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

産業経済常任委員長。

○産業経済常任委員長（金子健治君） 本事業については、産経委員としては農業情勢にいろんな観点でかんがみ、推進をしていくべきと考えておるところでございます。

以上であります。

〔「答弁じゃない。通告ちゃんとしておるんだから答弁をしてください、ちゃんと。休憩して委員会開いてやってください。しかもきのう出したんじゃない、前もって出してある通告ですよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君の最初の質問につきましては、事業の経過を説明しなさいということでありましたので、これは産業経済常任委員会にお願い申し上げました。額的なことにつきましては、当然総務文教常任委員会が担当でございますので、総務文教常任委員長の方から細部にわたってお答えされたわけでありませぬ。しかしながら、2回目の質問で負担額等については明確な答弁がなかつた、あるいはまた法の平等性等について何らかの委員会での審査がなされたのかどうかということでの質問でありました。したがって、もう一度総務文教常任委員長、お答えをいただきます。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） 通告をいただきましたのは、債務負担行為についてというふうに当委員会では受けとめまして、審査の段階で説明を受けましたのは、これは廃置分合を議決した旧市町村議会の議決を経て新市に引き継いだものであるという程度と申しますか、そのような説明を受け、すべて引き継いだ債務負担行為であるので、深く内容に踏み込まず、そのものを認めたということでありませぬ。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君の3回目の質疑を許します。

○51番（祝 優雄君） 議長、ちゃんと私は通告しておるわけだから、通告に沿ってきちっと資料集めをして、そして私がどういう質問をするかというのは私のところへ尋ねてくれればわかるわけですから、別に私

は外れた質問をしているわけではない。だれしもこのことを見ればそのぐらいのことは理解をする範疇の話は私しているのです。少なくとも今議長は振り分けをしたけれども、国営かん排については担当の委員会がすべて答えるべきです。総文が答えるべきではない。何で総文と分けてするのです。だから、私は質問のところに、答弁のところに担当委員長としてあるのです。少なくともしっかりあれしてもらいたい、私はこれで指名されましたから、3回目で終わらなければならない。質問をしたけれども、通告は前もってしたけれども、何も出てこないで終わるのです。これは、やはり議長、責任があります。しっかりとしてください。これは大変なことなのです。後年度に全部負担を残していくという大変なことなのです。従来この種の事業であれば10%とか7%とか、みんな負担率があるにもかかわらず、これをゼロにするというのです。そんなことを簡単にうのみにしていけますか。これは、予測数字ですけれども、恐らく100億を超えるのではないですか、負担をしなければならない額が。今佐渡市の状況の中で、どうして100億が捻出されるのです。どこから出てくるのです。そんなことができないでしょうが。今約束をした合併にかかわる建設計画さえ見直していかなければならないというときです。どうして新たにそんな大きな額を負担できるのです。そういうものを担当委員会が全然審査をしないなんてとんでもない話です。これは、私はこれで終わらなければならぬからどうしようもない。これでやめます。

○議長（浜口鶴蔵君） 祝優雄君の質疑は終わりました。

次に、猪股文彦君の発言を許します。

猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） それでは、通告に従ってお尋ねいたします。

まず、6款の農林水産費及び7款の商工費についての臨時職員等についてお尋ねいたしますが、その資料を3ページ目に数多いものですから、載せてあります。そして、これを見ますと合併をして合理化をして行政改革をしなければならない、そういう目的でもしたはずなのですが、見たらとてつもなく、特に農水課が多い。また、商工費についても観光施設管理費あるいは観光費という二つの目において、非常に多くの臨時職員を雇っている。なぜこれだけの職員が必要なのか、まずお尋ねいたします。これ合わせると約5,000万ぐらいあると思います。

それから、6款の農林水産費の3目の農業振興費、19節負担金補助及び交付金の中で、佐渡農業協同組合だけに補助金を626万9,000円出している。どうして佐渡農協だけに補助金を出すのか、そしてこれは何に使われているのか、旧市町村でいうとどこがもともと出していたのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。そして、これを佐渡農協に出すだけの合理的な根拠はどういうところにあるのかをお尋ねいたします。

次に、7項の農地費の1節の報酬ですが、国営、県営総合土地改良事業推進協議会の委員報酬を佐渡市が122万8,000円出しておりますけれども、これは佐渡市が何で委員の報酬を出さなければならないのか。市が負担金として608万3,000円も負担金を出しておるわけですがけれども、それとの整合性はどこにあるのかをお尋ねいたします。

それから、7款商工費の4項の観光費、19節負担金補助及び交付金の中で、佐渡観光協会負担金1,400万余り、そしてどういうわけか、ただ観光協会補助金というのが4,300万余り、それからまた何も冠がついていない観光振興補助金というのが100万、この観光協会というのはどういうところなのか、もし旧市町

村だとすると、今観光が落ち込んでPRについては一本化してやらなければならぬ、佐渡観光協会中心にやったらどうかというふうな話もあり、高野市長もそういう方向で動いているのに、このやり方だとまた別々の形になりはしないかという心配もあるのですが、そういうことについてこれが整合性がとれるようなことの事業内容になっているのかどうか、お尋ねいたします。

また、産経委員会の観光に関する意見の中で、観光アクションプランのさらなる研究と検討を加えるとなっていますけれども、観光アクションプランそのものが出されているのか、さらなる研究と検討を加えるということは、どういうことをさらなる研究と検討を加えなければならないのかというふうに産経委員会としてはお考えなのか、私は佐渡市を始め業界など受け手の体制が非常に問題だということは、当議会の一般質問あるいはマスコミ等で指摘をされておるわけですが、そのことを指しているのかどうか、ご説明いただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

産業経済常任委員長。

○産業経済常任委員長（金子健治君） それではお答えします。

6 款の農林水産費の方でありますけれども、当委員会では計上されている臨時傭人賃金あるいは職員賃金は必要なものと認めました。

それから、続いて6 款農林水産費の方であります。JAに補助金を出す合理的な根拠はというお話でございます。これは、県単事業でありまして、義務負担の部分であります。何をやっているのかというご質問でありますけれども、この関係はイチジクパイプハウスの補助であります。小木地区であります。

それから、2 番の7 項農地費、1 節の報酬の方であります。このことにつきましては、122万8,000円の部分は、旧市町村単位でやられておる推進協議会の報酬等であります。それから、負担金の608万3,000円の方でありますけれども、これは佐渡協議会本部の方の負担分でございます。それで、これをなぜ市が負担をしなければならないかというご質問でありますけれども、一応市が推進をしておる事業でありまして、負担をすべきものと委員会では判断をしております。

続いて、3、7 款の商工費の方でありますけれども、佐渡観光協会負担金の1,415万4,000円は、これは佐渡観光協会、中央の協会でございます。それから、観光協会補助金の方であります。4,318万6,000円ありますけれども、これは旧市町村の観光協会の部分でありまして、観光振興補助金であります。100万あります。両津市が今年度から事業を総事業200万でやった事業の補助ということの一部であります。それで、旧市町村だとするとPR事業について、佐渡観光協会との整合性はどうかということですので、これについてはそれぞれ市町村で独自にPRされておりますし、観光協会の方では、また総合的なPRをされておるということでございます。

続いて、意見で観光アクションプランのさらなる研究と検討を加えるとなっているということでありまして、我々も観光アクションプラン、観光協会意見書でも申し添えてありますけれども、観光協会の早期統合を実現し、観光協会を通じて指導していくというような立場で進めていこうというようなことでございます。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 臨時職員は単に必要だということで認めたと言いますが、それではお尋ねいたしましすけれども、例えば大きな金額で農業委員会の臨時傭人賃金が475万8,000円もある、農業委員会自体は外へ行くわけでも何でも無い、どうしてこれが必要なのだと。それから、例えば商工費の観光施設管理費1,069万9,000円、観光費臨時傭人賃金350万、この3項目について必要な根拠を示していただきたい。

それから、ちょっと委員長のお答えに私矛盾を感じたのですが、それぞれの市町村独自にPRしている。佐渡市になってそれぞれ独自にPRされることを貴委員会が認めるということ、私はいささか委員会の審査としていかなことかと思うのですが、その後に意見で、佐渡観光協会中心にしてやると言っている。これは、今この部分を認めながら、この中心になってやれということは私はちょっとご答弁として何か腑に落ちないのです。もしも後の部分が貴委員会の本音だったら、佐渡観光協会中心にしてPR事業だけでも統一してやるべきではないかという意見があつてしかるべきで、旧市町村が勝手にPRしていったらさらさらになつて、本当に佐渡の観光というものが統一された形でPRできないのではないかと、こういう私は感じを今、委員長の答弁から受けたのですが、その二つについてお答え願いたい。

それから、農地費の報酬ですが、旧市町村単位の委員会に報酬出す。佐渡市になったわけですから、この協議会も佐渡市の協議会に当然すべきだというふうに貴委員会では考えるべきだと思うのですが、なぜ旧市町村単位の協議会の委員会を今開く必要があるのか、そのところを今事業推進協議会というものを旧市町村単位で開かなければならぬその根拠を示していただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

産業経済常任委員長。

○産業経済常任委員長（金子健治君） この農業委員会費等の臨時傭人賃金等ご質問されたわけでありすけれども、当委員会としてはいろいろ部門、部門で上がった賃金要請、要望につきましていろいろ精査いたしました、必要であるものと認めたわけでありす。

それからまた、それぞれの協議会のばらばらな旧市町村単位でやるのはというご質問でありますけれども、この予算は出たところは旧市町村単位で出たものの集約でありますので、現在のところそれ以上の答弁はできません。我々は、いろんなことで合併のメリットとして一本化ということを進めていこうと考えておるところであります。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君の3回目の質疑を許します。

〔「答弁漏れがある。最後の3項、4項の観光費についてさっきご答弁いただいたことについて、独自のPR」と呼ぶ者あり〕

○産業経済常任委員長（金子健治君） 観光PRにつきましても、先ほどの答弁と同じであります。できるだけ一本化して当委員会としてはそういう方向づけが大事だろうということでありす。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） ご答弁の中にいろいろと審査した結果、そのいろいろの中身を私は2回目で聞いておるので、少なくとも観光施設管理費の1,000万というこの金は大きいです。ですから、こういうものについていろいろの中身を教えていただきたいのです。

それから、私は三つだけお聞きしておるのですけれども、もう一度お聞きします。私は、この必要なものはやっぱり働いていただく必要があると思うのですけれども、ではもう一度お聞きします。私のちょっとあれを見ていただきたいのですが、私は農業委員会というものはそもそも統合していかなければならぬところに来ているわけです。来年の7月と決まっているわけです。そこに470万余りがなぜ必要なのか、もう一つちょっと大きいのがありますけれども、いっぱい聞くとあれですからあれですが、農地費のところも800万余りある。それから、観光施設管理費のところも1,000万あるというのは、これはどういう中身なのか、この内容を私は教えていただきたいので、ここで必要と認めたことは産経委員会がお認めになったのですから、それはそれで結構ですけれども、私はここにこれだけの大きい数字の、まだいっぱいほかにもありますけれども、臨時の職員を雇わなければならないその根拠はどこにあるのか、いろいろの中身を私は教えていただきたいので、結果は既に私も承知しておりますけれども、結果はわかりますが、中身を知りたいということなのです。

それから、旧市町村単位でこれから統合されることが必要なのだという産経委員会のお考えはわかりますけれども、それではなぜことし、もう一島一市になったのだから、この委員会も一つの委員会にされた方がいいのか悪いのか、よかったらその部分について何らかの修正なり、何らかの注文をつけるべきだろうと思うのです。

それからもう一つ、繰り返してお聞きしますが、それぞれ独自にやれば良いというPR、こんなことで佐渡観光は少しも前へ進まないのではないかと思います。だから、これは旧10カ市町村が独自にPRやる、同じようなものをまた佐渡観光協会でする、こういう重複したようなやり方そのものに問題があって、そういうことの一つの理由があって10カ市町村が合併したのではないのですか。その合併の効果というものを今出さなければならぬときに、それはそれでやってもいいですよ、仕方ないわさ、こういうふうな感じの産経委員会の考え方だとしたら、私はちょっとそれは受けかねる。この前の高野市長の施政方針演説で、あるいはこの予算書で、相当予定したよりお金が少なくなったのだ、そういう中でこの佐渡市が将来に向かって明るく生き延びていくためには、 unnecessaryなものを早速切っていく、そして必要なものをつくっていくということの考えの基本に立って、恐らくこの合併というものがあつたのだろうと、私はそう思っております。そうしますと、私が今ご質問したこの三つ、もう一度繰り返しますが、この中で大きなもの、私は農業委員会というのは来年7月に一つになるわけですから、これがなぜ今必要なのか、農地費の870万もなぜ必要なのか、観光施設への1,000万もなぜ必要なのか、そのいろいろの中身を教えていただきたい。それから、もう一つ、国営、県営の総合土地改良事業推進協議会というのは旧市町村単位であった。それはそれであつてよかつたでしょう。しかし、合併を機にこれ一つにしなければならぬはずなのに、一つにしないでまだ残している、残していることをお認めになった、そのことがそこにどういう根拠があるかといえば、そこに今までやってきたし、仕方ないわさというふうなことでは困るのではないですかということなのですが、もう一度お答え願いたい。

三つ目、PRについてなのですが、これも産経委員会では今までどおり旧市町村補助金あるし、好きなようにPRすればいいわさ、パンフレットつくればいいわさ、佐渡観光協会は観光協会でもた別につくればいいわさ、これでは何のための合併かわからない。今後今委員長が言われたように観光アクションプランも執行部も議会もこの程度の考え方だったら、こういうプランをつくったからといって成果は上がらな

いだろう、私こういう心配をしまして、この項目について産経委員会のお考えをお聞きしたいということで質問したわけですので、この3点について、私もこれ最後ですので、わかりやすくご説明願いたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

産業経済常任委員長。

○産業経済常任委員長（金子健治君） 実は私も合併のメリットをどこで見出すかということで、私なりいろいろ考えておりますが、当委員会では観光協会、それから先ほどの協議会等の一本化をできるだけ早くやる方向で話ししておるところであります。

先ほど議員の質問であります観光の施設管理費は、ドンデン山の施設管理の分であります。それから……済みません、いろいろと委員会で精査はしてきましたのですけれども、農業委員会の方の詳細については今ここでちょっとつかんでおりませんので、ご勘弁いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で猪股文彦君の質疑を終結いたします。

次に、金光英晴君の質疑を許します。

○38番（金光英晴君） それでは、議案第50号提案説明の折、団員の報酬及び機械器具管理委託費の統一についてのいろいろなお意見がこの議会でも出されました。このことについて、どのような方向で委員会はまとまったのか、お尋ねいたします。

続いて、議案第58号について建設部門ですが、お尋ねしたいと思ひますが、予算審査については……

○議長（浜口鶴蔵君） 金光君に申し上げます。

建設予算等議案第63号については、この後建設常任委員会の方から報告がありますから、その後ご質疑をお願いいたします。議案第50号についての質疑をお願いいたします。

金光英晴君の質疑に対する答弁を許します。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） 団員の報酬でございます。確かに同じ業務についておる団員をなるべく早く統一すべきであるというふうなことで、委員会においても議論をされました。そこでいただいた答弁でございますけれども、なるべく早期に、かつ段階的にしかるべき機関の審議を経て統一の方向で検討したいということでございまして、当委員会もそのようなことを了承したということでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 2回目の質疑を許します。

金光英晴君。

○38番（金光英晴君） 本会議の質疑の中では、おおむね5年ぐらいをめどにというご意見もありました。また、直ちにというご意見もあったように思ひます。それから、どちらの方に合わすかというのもちょっと少し本会議でお話が出ていたようでもありますけれども、委員会の中としてはどのような空気だったのか、教えていただきたいと思ひます。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） 空気といいますか、雰囲気といいますか、とにかく委員会あるいは

当議会が消防長を後押しするような形で早期に決着を図れと、そういった予算を惜しむつもりもないというふうな委員会の空気というふうにご理解をいただき、なるべく5年と言わず、早い段階での結論が出るように理解をしております。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で金光英晴君の質疑は終わりました。

次に、加賀博昭君の質疑を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 質問に入る前に、二、三指摘をしておきたい。

まず、事務局に対する指摘をしておきたい。質疑通告は、きちっとした形の書式として整っていないものを、なぜ事務局はきちっと直して出さぬのか。どういうことかということ、予算に関しては予算特別委員長の総務委員長において予算の報告はするわけです。ところが、質問の対象たる委員長の名前が違っておる。具体的に申し上げますと、例えば猪股文彦君の場合は、予算についてかなり触れておるにもかかわらず、産経委員長となっておるのをそのまま出しておる。こんなのは事務局の範疇でございます。今後気をつけるように。意見があったら言ってください。

次に、委員長報告の58号についてちょっと指摘しておきます。私の質問も58号なのですが、この58号の15款の県支出金のところ、下の方です。これは、市長におかれて税基盤の脆弱な本市の実情を訴え、確実かつ早期に交付されるよう申し入れをされたいではないの、これ処理ということなら文法上の誤りでございます。これは、私はきょうは正確にさせていただきます。きょうやいろいろな聞いておりますと、きのう緊急質問をつぶした。ところが、今質問等聞いておるとどうもわからないようなところがある。だから、本当にそうやって筋を通すなら、私筋通すよ。これは、このまま通せません。総務委員会においてここを直すために、一たんこの会議を休憩して直してください。なぜならば、それは総務委員長が既に議事録となるべき録音の中へ入れてしまっておる。後でやみでここ削ったってだめです。こんなのは直さなければならぬ。

そういうことで、今度の私の質疑に入ってまいります。まず私の第1の質問は、イントラネットの施設設備工事13億1,146万円の必要性についてと、こう書いてある。その下に、なぜ必要があるかないかということは、財政逼迫下の選択としてと、こうなる。歳入で見えてまいりますと、国庫補助金の中に3億何がし、約30%の補助金ではないですか。このイントラネットというのは、60%の補助金であったはずなのだ。その後多少またやかましいこと言うてくるというのは県の話ですか、そこで削られたのだと思うのだ。30%まで落とされても、なおかつこの事業をやらなければならないというのは、一体どういう事情があるのかということを知りたい。

次の質問で、さらに具体的にしておきます。行政施設間の情報交換機構です。わかりやすく言えば、本庁と支所と学校とその他公共施設だけをつなぐ、言ってみれば幹線道路、それに何で13億などというべらぼうな金を使うのだ。14億あれば50床の老健施設や特養ができる金額です。100億、合併前に16年度当初予算というのは575億1,500万と予定した。ところが、財政調整基金などぶち込んで、何とか対面は整えたが、実質100億という金が減少しておるのです。そういう中で、なぜこれをやらなければならなかった、13億かけて連絡がとれるのは、今私が言うた本庁、支所、学校、公共施設、こういうこと。そこで、そういうことについてきちっとしなければならぬのに、総務委員会がつけた意見は何だ。読みます。「市内のオフ

トーク通信、有線テレビ、行政無線等既存の情報施設を見直し」、随分ハイカラなようなこと言っている。「情報通信施設の効率的な一元化を図るため専門家を交えて十分検討されたい」、これからあなたの答弁聞いて、また質問しますが、専門家を交えて十分検討されたいというぐらいの意見をつけるなら、専門家を交えて十分検討するまでこの予算の執行は見送るべきだとか、保留すべきだというぐらいの意見をつけなさいと私は思う。第1回の答弁を聞いてから、さらに中身に入って質問します。

第1回の質問終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） 加賀議員の質問にお答えをしてみたいと思います。

イントラネット施設整備の必要性ということでございますが、委員会審査の中で出ました検討を紹介させていただいてご理解をいただきたいと思うのですが、いわゆる情報化社会の進展というものが目覚ましいものがある、現在の生活の中に道路や水道や下水道やそういったものと同様に必要不可欠な情報手段であるということで考えております。既に島内、市内、旧5市町村ぐらいではケーブルテレビ事業ということがあす7月1日開局というふうなことで進んでおります。そういったことで、情報格差があってもいけない、そういったことから早期にまずイントラネット施設で整備をし、その後さらにそれをケーブルテレビ事業にまで拡大していこうというふうな事業であるというふうに解釈をしての必要性ということで、ご理解を賜りたいというふうに思います。それが2番の行政施設間の情報交換機構ということにも関係しておりますが、ただ行政施設のみをつなぐのではなく、今後早期に民間事業者、個人等のインターネット等の接続あるいはケーブルテレビの情報発信等につなげていきたいということでございます。

あいまいな指摘というふうなお話でございますが、これも今申し上げましたように、専門家を交えて今後二重に情報発信が起きないように、施設が重複させられる、オフトークやケーブルテレビや行政無線等の必要性等もありますが、こういった大変申しわけないとは思いますが、かなり専門的な知識が必要であります。そういったことで、今後専門家を交えて十分効率的な財政運営を行われるようにという意見をつけたものであります。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） それでは、今度中身に入って聞く。佐渡の旧市町村でいえば赤泊、小木、羽茂、真野、佐和田、この五つについては、新世帯地域ケーブルテレビ施設整備事業というのでこれはやっておるのです。それでは、一体今度やろうとしておる地域公共ネットワークという、俗に言う地域イントラネット基盤整備事業というのをやって、今先ほど私が五つの町村名を挙げて申し上げましたが、これと同じものができるの、私はできないと思うのです。3回しかできぬので、種明かしをしながら質問するけれども、わかりやすく言うと新世帯地域ケーブルテレビ施設整備事業というのは、各家庭まで端末装置がしてあって映るのです。それでは、13億かけて公共施設だけでもいいが、テレビが映るの。私は映らないと思うのです。パソコンというのですか、あれ持っておるものにはパソコンで文字だけは映る、しかしテレビは映らないのだ。それでは、私聞くが、私が先ほど申し上げた新世帯地域ケーブルテレビ装置事業というのと、イントラネット基盤整備事業というのは通信を送るということでは同じ性格持っておるのです。それでは、私が今二つのものを比較対照しながら質問しておるのだが、今度やろうとする俗に言うイントラネットと

いうやつはどのような名称になるのですか、専門的には。まず、それを教えてください。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） 専門的な知識を持ち合わせておりませんので、どちらにというご質問には明確なお答えが差し上げられませんが、当委員会で審査の過程ではイントラネット施設で整備する光ファイバーには佐渡市独自で発信入れる予定であります。これがケーブルテレビの配信事業に使えるというふうなことを審査の段階でしておりますので、ケーブルテレビも先ほど議員ご指摘の5町村以外、今後イントラネット施設整備をする各事業所、家庭においてもケーブルテレビも見られるというふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 3回目の質疑を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これに答えられないのだったら委員会やり直しだぞ。専門的だというけれども、専門的な知識なんか要らない。今やろうとするイントラネットというわけのわからぬ名前のやつは、これはデータ通信でしょう。佐渡テレビみたいなのは、あれ映しているのは放送通信だ。イントラネットを放送通信にできるの、私はできないと思うのです。あなたはできると、こう説明聞いておると、できない。では、もうちょっと専門的に聞かすが、データ通信というのを私が先ほど解説した放送通信にするためには、今やろうとしているイントラネットというあの光ファイバー大動脈というところから佐渡テレビがやっておる各家庭の支線を引かなければ何にもできないというのがこのイントラネットなのです。それもわからんで、委員会審査が終わりましたというのは、まことに粗末千万、テレビ見ている人おるだろうと思うのですが、あなたたちご家庭に13億の光ファイバー動脈というものができても、あなたたちのテレビ映らないのです、絶対に。そこで、一体委員長の答弁で、これから質問するのだ。委員長は、それは今回ののは行政独自で発信するが、ケーブルテレビは見られるというふう聞いておるとこう言っている。それでは、その次に一番大事なことを聞く。このイントラネット配線区域にケーブルテレビ、つまりテレビが見れるようにするにはお幾らかかる。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） ケーブルテレビが見られるようになるには幾らかかるかというお尋ねでございますけれども、将来ケーブルテレビも見られるように準備した光ファイバーを通すということであって、ケーブルテレビを見られるときの予算については審査しておりません。ただイントラネット施設整備総額当初は50億というふうな予算もございましたけれども、これも縮小された予算になっておるといふふうに説明は受けております。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で加賀博昭君の質疑は終わりました。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○58番（加賀博昭君） 先ほど委員長報告が全く意味の合わぬような委員長報告をやったと、これは改めて直せと言っても委員長が加賀の指摘したとおりだから直しますというようなことはできません。したがって、直ちに委員会を開いて加賀の指摘が正しいか、委員長報告が正しいか、吟味をして直してもらわないと、これはらちのあく話ではない。ここに念の入ったものが私どもに届けられておる。総務文教委員会の

審査報告書の差しかえを願いますと、この差しかえを見ても、そういうことは書いてない。だから、これは今度は差しかえの差しかえが要るから、直ちに差しかえの手続をとること。

もう一つは、今の最後の答弁で、そのうちにできるのだという意味のことを言う、絶対できません。佐渡テレビがやっておると同じことをやって、金かけなければイントラネットから各家庭へ放送通信、つまりテレビが映れるように、例えば行政が今何やっているかと、うちのテレビのスイッチ入れたって映らない。だから、こここのところはまだ審査が未了でございますので、そんなに時間かけることはない。担当職員を呼んで30分かければ私はわかる。これは、担当職員から私は聞いてきたのだから。直ちに審査をするように議長の方から命じて、本当に市民が納得する議会の審査結果を補正したと言われるように、議長においてご配慮願いたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 暫時休憩いたします。

午後 2時35分 休憩

午後 3時15分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（浜口鶴蔵君） ただいま総務文教常任委員長から発言を求められておりますので、これを許します。
総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 葛西博之君登壇〕

○総務文教常任委員長（葛西博之君） 先ほどの委員会審査報告であります、4ページ、意見であります。歳入のところ、下から2行目、「早期に交付されるよう処理されたい」とありますが、「早期に交付されるよう申し込まれたい」と変更をお願いをしたいということでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） ただいま発言のとおり総務文教常任委員長の発言を訂正することについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員長の発言の訂正の件については、申し出のとおり決定いたしました。

○議長（浜口鶴蔵君） これより討論に入ります。討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。
討論を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ただいま議長の宣告に対し、ご異議あります。この場合、異議の申し立ては、会議規則第75条の規定により、2人以上を必要といたします。ただいまの議長の宣告に対し異議ある方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立2人以上であり、異議の申し立ては成立いたしました。

それでは、総務文教常任委員会に付託した案件について起立により採決いたします。

本案は総務文教常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数であります。

よって、総務文教常任委員会に付託した案件については委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長 熊谷 実君登壇〕

○厚生常任委員長（熊谷 実君） 委員会報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第59号 平成16年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。本予算は、歳入歳出それぞれ59億9,610万円であり、歳入予算の主なものは国民健康保険税、国庫支出金などで、うち保険税の額は一般、退職被保険者を合わせて19億849万7,000円であり、歳出予算の主なものは保険給付費39億6,977万5,000円、老人保健拠出金12億7,577万1,000円等であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第60号 平成16年度佐渡市老人保健特別会計予算について。本予算は、歳入歳出それぞれ9億2,250万円であり、歳入予算の主なものは、支払基金交付金55億570万円、国庫支出金23億1,016万5,000円などで、歳出予算の主なものは、医療諸費89億6,736万2,000円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第61号 平成16年度佐渡市介護保険特別会計予算について。本予算は、歳入歳出それぞれ49億4,810万円であり、歳入予算の主なものは、支払基金交付金15億1,697万円、国庫支出金12億8,729万1,000円、繰入金8億6,664万7,000円であり、歳出予算の主なものは、保険給付費47億4,053万6,000円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第66号 平成16年度佐渡市歌代の里特別会計予算について。本予算は、歳入歳出それぞれ4億3,825万3,000円であり、歳入予算の主なものは、施設介護サービス費収入3億6,853万7,000円、歳出予算の主なものは、施設運営費3億3,449万7,000円であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第73号 平成16年度佐渡市病院事業会計予算について。本予算は、収益的収支では、収入で28億5,108万6,000円、支出では33億4,618万7,000円を予定しており、この結果、損失額は4億9,510万1,000円となる見込みであり、一方、資本的収支では、収入では一般会計からの出資金等が1億7,481万7,000円、支出では2億5,304万5,000円、これにより不足する7,822万8,000円は、今後の一般会計からの出資金及び過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。両津病院の医師充足率は62%であり、厳しい運営状況にあるので、これを向上するよう努力されたい。相川病院は、医師充足率が84%と高い数値を示しているのに対し、平均病床利用率は76%と低い数値である。これを改善されるよう努力されたい。

議案第80号 財産の譲与について。本案は、精神障害者福祉の充実に向け、新穂支所管内で計画が進められていた小規模通所授産施設の整備並びに社会福祉法人「とき福祉会」の設立に伴い、基本財産として旧新穂村立第2保育園舎を譲与するものであり、地方自治法第237条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第1号 安心して暮らせる年金制度の確立を求める請願。本請願は、医療・年金制度の拡充は国民が社会経済活動に安心して打ち込める基礎であるとして、下記請願事項について国に対する意見書の提出を求めるものであります。1、安心と信頼の持てる医療・年金制度の確立を図ること。2、基礎年金の国庫負担率を2分の1に引き上げること。3、行政サービスの向上・事務執行の効率化に向け、住民に身近な社会保険行政は、地方自治体で実施すること。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

請願第4号 生活保護基準の引き下げと国庫補助削減の中止を求める請願。本請願は、政府が2004年度に老齢加算の廃止、「物価スライド」による生活扶助基準の引き下げと生活保護への国庫負担を0.2%カットし、2005年度には、さらなる生活扶助基準の引き下げと生活保護への国庫負担を4分の3から3分の2に削減しようとしていることに対し、現行の国庫負担は平成元年に当時の閣議でも了承されたものであり、それをほごにすることは到底認められないものとして、国に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑の通告はありません。

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより厚生常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、厚生常任委員会に付託した案件については委員長報告のとおり決定いたしました。

日程に従い、産業経済常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業経済常任委員長。

〔産業経済常任委員長 金子健治君登壇〕

○産業経済常任委員長（金子健治君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第53号 新たに生じた土地の確認について（入桑地内）、議案第54号 字の変更について（入桑地内）。以上2議案は、昭和62年に旧両津市が入桑漁港内において漁港局部改良事業により施工した漁港施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣功認可を得たので、「新たに生じた土地の確認」を行った土地の内側の土地の国有海浜地について、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、新たに生じた土地の確認及び同法第260条第1項の規定に基づく字の変更について議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第55号 新たに生じた土地の確認について（鷺崎地内）、議案第56号 字の変更について（鷺崎地内）。以上2議案は、新潟県が鷺崎漁港内において漁港改修事業により施工した漁港施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣功認可を得たので、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、新たに生じた土地の確認及び同法第260条第1項の規定に基づく字の変更について議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第81号 高千漁港（石名）広域漁港整備工事請負契約の締結について。本案は、相川地区・高千漁港（石名）広域漁港工事について、平成16年6月15日に入札を執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第3号 中山間地域等直接支払い制度の存続と拡充を求める請願。本請願は、政府が構造改革の一環として農林水産省で第三者機関「中山間地域等総合対策検討会」を設置し、制度のあり方を検討しています。現在この制度を利用している中山間地域は、耕作放棄・荒廃が進む中、農業者の減少や高齢化が進む中山間地域にとって大きく役立っており、農家の励みになっております。現行制度の存続と多面的機能を求めるための意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑の通告はありません。

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより産業経済常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、産業経済常任委員会に付託した案件については委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程に従い、建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

建設常任委員長。

〔建設常任委員長 佐藤 孝君登壇〕

○建設常任委員長（佐藤 孝君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第40号 佐渡市都市計画審議会条例の制定について。本案は、地方分権一括法の施行に伴い、都市計画の決定に関する事務が自治事務になったことから、都市計画法に基づき市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査・審議するための審議会を設置し、その組織及び運営、その他必要な事項について定めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第41号 佐渡市水道運営審議会条例の制定について。本案は、佐渡市水道課が行う水道行政について、必要な調査・助言を求めるための審議会を設置し、その組織及び運営、その他必要な事項について定めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第42号 佐渡市マリントウンプロジェクト推進委員会条例の制定について。本案は、小木港及びその周辺地域の活性化と事業推進を図るため、旧小木町的小木町マリントウンプロジェクト推進委員会条例を引き継ぎ、佐渡市マリントウンプロジェクト推進委員会を設置し、平成17年を目標年次とした「小木港マリントウンプロジェクト整備計画」に関して市長の諮問に答えるものであります。審査の結果、次の意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。小木港及びその周辺にかかわる整備計画の諮問機関となっているが、佐渡市すべての港湾整備に関する推進委員会とすべきである。平成16年度中に条例改正をされたい。

議案第49号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、両津地区白山第1住宅が建替事業により平成16年9月1日から供用開始するため、佐渡市営住宅条例の別表第1中の同住宅の位置を改めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第51号 新たに生じた土地の確認について（羽二生地内）、議案第52号 字の変更について（羽二生地内）。以上2議案は、新潟県が道路改良事業により施行した道路用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣功認可を得たことから、地方自治法の規定により「新たに生じた土地の確認」及び「字の区域の変更」について議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第62号 平成16年度佐渡市簡易水道特別会計予算について。本予算案は、簡易水道の整備及び維持管理、統合するための再編推進事業を主な内容とし、予算総額は30億8,402万4,000円とするものであります。歳入の主なものは、使用料及び手数料4億4,361万3,000円、国庫支出金9億7,625万円、一般会計繰入金6億9,203万9,000円、市債7億8,090万円で、歳出の主なものは、維持管理費3億7,071万7,000円、建設改良費21億8,417万5,000円を計上してあります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第63号 平成16年度佐渡市下水道特別会計予算について。本予算案は、予算総額66億6,691万円で、歳入の主なものは国・県支出金21億7,594万2,000円、一般会計繰入金17億5,772万6,000円、市債21億

3,650万円であります。歳出の主なものは、下水道建設費44億6,048万4,000円、公債費11億9,711万2,000円
であります。主な事業に羽茂地区の浄化センター建設、両津地区の汚水中継ポンプ場及び両津浄化センタ
ーの2系列目の水処理施設の建設、小木・江積地区と赤泊・川茂地区で事業化することとしております。
審査の結果、次の意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。羽茂地区の浄化センターの建設については、周辺住民の理解を得て着工されたい。赤泊・川茂地
区及び小木・江積地区に計画されている小規模な下水道事業については、必ずしも集合処理方式（下水道）
にこだわることなく、個別処理方式（合併浄化槽）も含めて検討されたい。

議案第65号 平成16年度佐渡市宅地造成特別会計予算について。本予算案は、過疎地域の活性化を促進
するため、住宅団地を整備し、住みよいまちづくりに寄与することを目的として、旧真野町で平成7年度
から9年度にかけて県補助金と地域開発事業債を財源として実施した宅地造成事業の特別会計予算であり
ます。現在宅地分譲用地30区画のうち3区画がまだ売却されておらず、歳入には1区画の売却を見込んで
財産売払収入として812万5,000円、前年度繰越金108万1,000円などを計上しております。歳出の主なもの
は、地方債償還金873万2,000円となっており、予算総額は922万5,000円となっております。審査の結果、
原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第72号 平成16年度佐渡市水道事業会計予算について。本予算案は、収益的収入及び支出の予定額
をそれぞれ12億2,384万9,000円、資本的収入は8億2,819万8,000円、支出は12億215万1,000円であり
ます。業務の予定量は、給水戸数1万8,988戸、年間総給水量515万7,085立米となっております。審査の結果、
次の意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。水道料金については、現在旧市町村すべてで異なっているので、早期に料金体系の統一化に努力
されたい。水道料金の未収金が約6,000万円あるが、未収金の回収に一層の努力をされたい。

議案第79号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、沢崎簡易水
道の区域拡張事業を実施することにより、給水区域、計画給水人口及び計画一日最大給水量を改正するも
のであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第82号 損害賠償の決定について、議案第83号 平成16年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）に
ついて。以上2議案は、平成12年11月に旧金井町地内の国道の歩道を自転車で走行中、市道中興111号線
との交差部の歩道が途切れて水路に接している箇所から転落し、傷害を負った男性に対する道路管理瑕疵
事故について、損害賠償の額を定めるもので、あわせてその損害額を予算補正するものであります。審査
の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

金光英晴君。

○38番（金光英晴君） 予算審査についてであります。予算審査について議員は分科会で審査しているわ
けであります。必要な資料は全員に配付すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。また、予算審
査の過程で、箇所別工事予算額一覧表が一部の議員に出回っておりました。同じ委員会でも手にした委員
と、しなかった委員がおられたようですけれども、このことについて建設常任委員会ではどのように対処

したのか、お尋ねいたします。よろしく願いいたします。

もう一点あります。議案63号についてであります。集合処理方式、個別処理方式の検討を求める意見がついておりますけれども、費用対効果を考えれば個別処理の方がまさっていると私は思っておりますし、質疑の折にもそのような意見を申し上げました。意見がついておりますけれども、なぜ委員会としてきちっとした方向性を示さないのか、お尋ねいたすものであります。よろしく願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

建設常任委員長。

○建設常任委員長（佐藤 孝君） それでは、金光議員の質問にお答えいたします。

当委員会に配付された資料等について、また各支所から出た資料、そういうものを委員会でどういう審議したかということですが、当委員会としましては議会運営委員会で協議をした結果、議長に一任し、執行部と協議するということですので、当委員会としてはそのコメントは差し控えざるを得ません。

また次に、議案第63号についてであります。個別処理方式も含めて検討されたいという意見を付して可決でありますので、その方向性につきましては執行部サイドの問題であるとの結論に達しております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 2回目の質疑を許します。

金光英晴君。

○38番（金光英晴君） その箇所別工事予算額一覧表なるものが委員会の判断ではできず、議運の方をお願いしたということは、これは取り扱いに要する資料なのかなということがうかがえます。このことが一部の議員だけに突出しているということが非常に大きな問題ではないかと思えます。やはりこのような書類が出ること自体執行部の管理体制が問われるところではありますが、それについて強く委員長の方から指導していただくべきであったのではないかと思えます。議運の方で今度もんで執行部をお願いするという事になっているようですので、そのことについてはこのぐらいでとどめおきます。

それと、下水道の件ですが、農業集落排水についてですが、集合処理と個別処理の処理の仕方について建設費あるいは維持管理費についての比較検討資料を執行部に求めたのか、そして求めたのであればどうということであったのか、審査の内容についてお教え願いたいと思えます。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

建設常任委員長。

○建設常任委員長（佐藤 孝君） 資料の方もらっておりますが、集合方式と個別方式、場所によって、その地域性によっても違います、一概にどちらがいいかというような判断はできないという委員会内の協議であります。よって、意見の中にそういういろんな選択肢があるという意見をつけて協議したと、可決をしたということになります。あくまでも決めるのは執行部サイドの問題でありますので、当委員会でのような方式をしなさいというようなことはちょっと協議はしておりません。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 金光英晴君。

○38番（金光英晴君） そうしますと、比較検討したので、地域によって違いはあるけれども、その地域に応じた施工をしろというふうなことに委員長の方の意見はそのように理解してよろしいのでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

建設常任委員長。

○建設常任委員長（佐藤 孝君） あくまでも下水道にこだわることなくということですので、合併浄化槽につきましても7人槽、10人槽、いろいろあります。単なる比較はできませんけれども、なるべく有利な方法、なおかつ地域の方に一番いいような形で事業を進めるようにということでの意見であります。以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより建設常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、建設常任委員会に付託した案件については、委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第2 議案第74号

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、議案第74号 佐渡市助役の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 佐渡市の助役の選任についてご提案申し上げます。

本案は、佐渡市設置から現在まで不在になっておりました佐渡市助役に大竹幸一氏を選任することについて、地方自治法第162条の規定により、議会の同意をを求めるものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） これより議案第74号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第74号についての質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第74号 佐渡市助役の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

議案第74号 佐渡市助役の選任については、これに同意することに決定いたしました。

日程第3 議案第75号

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第75号 佐渡市収入役の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 佐渡市収入役の選任について。本案は、佐渡市設置から現在まで不在になっている佐渡市収入役に渡邊幸・氏を選任することについて、地方自治法第168条第7号の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） これより議案第75号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第75号についての質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第75号 佐渡市収入役の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票の声があります。

ただいまこの採決については投票によられたいとん要求がありましたので、会議規則第71条の規定により無記名投票によって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまの出席議員は57名です。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

職員に点呼させます。

〔投票〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（浜口鶴蔵君） 開票を行います。

佐渡市会議規則第31条第2項の規定により、立会人に4番、中村剛一君及び55番、渡部幹雄君を指名します。

両君の立ち会いを願います。

〔開 票〕

○議長（浜口鶴蔵君） 投票の結果を報告します。

投票総数56票

うち、賛 成 44票

反 対 6票

他事記載 4票

白 票 1票

賛否明らかではないのが1票あります。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第76号

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第76号 佐渡市五十里財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 佐渡市五十里財産区管理委員の選任について。

本案は、佐渡市五十里財産区管理会条例第3条第1項の規定により、佐渡市五十里財産区の管理委員7名の選任について議会の同意を求めるものでございます。

委員のお名前は、第1区、地域名が炭屋町、矢島秀光氏、第2区、城ノ下、野崎喜一氏、第3区、田中町、山本良二氏、第4区、籠町、土屋公啓氏、第5区、東野、加藤義信氏、第6区、西野、本間喜治氏、第7区、田中、鶴子、本間弘氏の7名でございます。よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） これより議案第76号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第76号についての質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第76号 佐渡市五十里財産区管理委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

議案第76号 佐渡市五十里財産区管理委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

日程第5 議案第77号

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第77号 佐渡市二宮財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 佐渡市二宮財産区管理委員の選任について。

本案は、佐渡市二宮財産区管理会条例第3条第1項の規定により、佐渡市二宮財産区の管理委員7名の選任について議会の同意を求めますのでございます。

委員のお名前は、第1区、集落名、中原、石田、上野輝義氏、第2区、鍛冶町、東大通、吉良三夫氏、第3区、二宮市野沢、本間三次氏、第4区、上長木、下長木、上矢馳、尾崎幸雄氏、第5区、真光寺、兵庫政吉氏、第6区、山田、青野、小林辰志氏、第7区、窪田、加藤修平氏の7名でございます。よろしくご審議の上、同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） これより議案第77号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第77号についての質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第77号 佐渡市二宮財産区管理委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

議案第77号 佐渡市二宮財産区管理委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

日程第6 議案第78号

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第78号 佐渡市真野財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 佐渡市真野財産区管理委員の選任について。

本案は、佐渡市真野財産区管理会条例第3条第1項の規定により、佐渡市真野財産区の管理委員7名の選任について議会の同意を求めますのでございます。

委員のお名前は、第1区、集落名が金丸、鈴木新正氏、第2区、四日町、長石、知本規矩治氏、第3区、新町、島倉重雄氏、第4区、豊田、滝脇、背合、大須、須田昭雄氏、第5区、静平、下黒山、小川内、真

野、伊沢幸男氏、第6区、浜中、吉岡、新田政太郎氏、第7区、中沢田、国分寺、竹田、合沢、相田文男氏の7名でございます。よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） これより議案第78号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第78号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第78号 佐渡市真野財産区管理委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

議案第78号 佐渡市真野財産区管理委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

追加日程 発議案第10号

○議長（浜口鶴蔵君） ただいま発議案第10号が提出されました。

お諮りします。この際、発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案10号を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

発議案第10号 地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

梅澤雅廣君。

〔53番 梅澤雅廣君登壇〕

○53番（梅澤雅廣君）

発議案第10号

地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書について

地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書を地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出する。

平成16年6月30日

提出者	佐渡市議会議員	梅	澤	雅	廣
賛成者	佐渡市議会議員	渡	部	幹	雄
〃	〃	竹	内	道	廣
〃	〃	小	杉	邦	男
〃	〃	猪	股	文	彦
〃	〃	本	間	千	佳子

地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書

政府においては、日本経済は回復基調にあるとされているところであるが、本市の地域経済は未だ回復の兆しは見られず、経済の活性化による地域づくりが喫緊の課題となっている。

しかしながら、平成16年度における国の予算編成は、三位一体改革の名の下に、本来あるべき国・地方を通ずる構造改革とは異なり、市町村の財政運営の基幹たる財源である地方交付税等の地方一般財源の大幅な削減が行われたが、これは国の財政健全化方策に特化されたものと受け取らざるを得ず、地方公共団体の行財政運営の実情を踏まえたものとなっていないことは誠に遺憾である。

特に、平成16年度の税源移譲については、国庫補助負担金の廃止に伴う本格的な税源移譲が先送りされ、命綱である地方交付税等の地方一般財源の削減のみが突出した対策は、本市の行財政運営に致命的な打撃を与え、市民生活及び地域経済に多大な影響をもたらす事態を招来している。

このような中、政府においては、先般の「麻生プラン」に沿った考え方の下に、去る6月4日には「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定されたところであるが、住民が安全で安心して暮らせる行財政運営が実地できる改革の実現が極めて重要である。

よって、政府及び国会においては、2年目を迎える三位一体改革が地方分権の理念に基づいた真の地方分権改革となるよう、以下の事項についてその実現を強く求める。

記

1. 地方交付税制度については、財源保障及び財源調整の両機能を堅持し、地方の実情等を十分に踏まえ、その所要総額を確保すること。

特に、地方交付税総額は、平成15年度以前の水準以上を確保すること。

2. 税源移譲については、平成17年度において基幹税による3兆円規模の税源移譲を先行決定し、実施すること。

3. 国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿った廃止・縮減を行うとともに、地域の実態を踏まえ、単なる地方公共団体への負担転嫁は絶対行わないこと。

4. 三位一体改革に当たっては、全体像と工程表を早急に示し、地方公共団体の意向を十分尊重し、行財政運営に支障が生ずることがないように対処すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（浜口鶴蔵君） これより発議案第10号 地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書についての質疑を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 地方分権確立のための三位一体改革の実現を求める意見書ということですが、一体何がどうで、どう気に食わぬから三位一体の意見書を出したのか、詳しく説明を願いたい。なお、私はわかっておるのだが、一体意見書を上げる諸君はどのぐらいわかっておるか。そこで、一体平成16年に国は三位一体でどのような数字で我々を痛めつけておるのか、そういうことも当然吟味した上での意見書であろうと思うので、お聞きします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

梅澤雅廣君。

○53番（梅澤雅廣君） 詳細な数字については、了承いたしておりません。この意見書は前市議会において

も提出しておる意見書でありまして、ご案内のとおり三位一体改革については、遅々として進まないのが現状であります。そのことによって、我々地方議会は塗炭の苦しみを味わい、予算編成にも大変な損害になっておるわけであります。このことについて、国に速やかに三位一体改革に対する具体的な方針を地方に明示すべきである。こういう意味合いを込めてのことでありまして、今加賀君がおっしゃるような、残念ながら数字を答えるというところまでこの意見書を作成するに当たって審議をいたしておりません。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 国は三位一体と言いながら、16年度に一体何をやったかということなのです。地方への税源移譲というのは、全国で4,700億、それだけしか地方へよこさないのに国庫補助金の削減額1兆300億円、地方交付税の縮減、縮小、1兆1,800億円、臨時財政対策債の削減1兆6,800億円、合計3兆8,900億円を国は切った、そのために当佐渡市でも13億からの交付税と、これは臨時財政対策債入っていますから、これが削られたわけなのだ。だから、我慢ならぬから意見書を上げるということであれば、私はそのとおり、賛成をするのであるが、そういう説明もなく、どこから出てきたかわからぬような案文を書きまくって意見書を上げるというのはまことに官製意見書みたいなものだ、これは。そういう意味では、もっと佐渡市の地についた、佐渡はこういう被害を受けて合併前にだまされて組んだ予算が100億も切られたと、これは我慢ならぬというような地方自治、つまりまさに佐渡市が受けておる被害の実態を明らかにして意見書を上げるべきだと私は思うのだが、提案者の方からそれが無いので、私が今具体的に補足をして、これはやっぱり上げるべきだなど、そういうことです。

○議長（浜口鶴蔵君） 梅澤雅廣君。

○53番（梅澤雅廣君） ただいまのあなたのご意見、全く同感であります。これは、全国市議会議長会においても、国に対して要望しておることでもあります。数字ご教示ありがとうございました。

終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 発議案第10号についての質疑を終結いたします。

お諮りします。この際、討論を省略し、発議案第10号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

発議案第10号は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 4時27分 休憩

午後 4時46分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程 議員の派遣について

○議長（浜口鶴蔵君） お諮りします。

議会における議員の派遣については、会議規則第157条第1項の規定により、議会の議決を必要としますので、これを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議員の派遣について議題といたします。

お諮りします。議員の見聞を広め、資質を向上させ、ひいては住民福祉の増進に寄与するため、各常任委員会が平成16年度において視察研修を行うものとし、視察研修の目的、場所、その他必要な事項については各常任委員会において協議の上、実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、ただいまの議長宣告のとおり決定いたしました。

日程第7 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（浜口鶴蔵君） 委員会の閉会中の継続審査の件についてを議題とします。

各委員長から会議規則第103条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（浜口鶴蔵君） これで本日の日程は全部終了しました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議長のお許しを得ましてごあいさつ申し上げます。

6月10日から始まりました佐渡市が発足して初の市議会、きょうで最終日となったわけであります。本定例会には、報告7件、条例に関する議案14件、平成16年度一般会計予算始め予算に関する議案が17件、さらに先ほどご同意をいただきました助役、収入役ということで、ご選任をいただきました。そのほか人事に関する議案が5件、ほか10件、合わせて53件の報告、議案について、すべての案件についてご議決、ご同意をいただきまして、本当にありがとうございました。また、期間中におきましては、貴重なご意見や的確なご指摘など多くの叱咤激励をいただきまして、改めて与えられた責務の大きさを実感しております。今議会で予算の成立、助役、収入役の選任等がなされたことにより、名実ともに佐渡市のスタートはここに第一歩を踏み出すことができるというふうに感じております。目前の積み重なった問題非常にたくさんありますし、特に財政の問題等困難が非常に予想されますが、議会の皆さん方と我々執

行部、また島民の皆さん方のご協力によりまして、新しい佐渡の未来は必ず開けるといふふう実感しておるわけでありませう。

今申し上げました確かな新生佐渡の船出が本当に実感されたというのが私の感想でございます、そのことを申し上げ、本会議の最終日のごあいさつにさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で会議を閉じます。

平成16年第2回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成16年6月30日

議 長 浜 口 鶴 蔵

副 議 長 岩 野 一 則

署 名 議 員 大 石 惣 一 郎

署 名 議 員 加 賀 博 昭